

原子力発電環境整備機構と（財）電力中央研究所との

特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定

原子力発電環境整備機構（以下「原環機構」という。）は、最終処分法に基づき、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等に資する技術開発を実施しつつ、当面は、概要調査地区等の選定、拠出金の徴収等を行い、将来、特定放射性廃棄物の最終処分の実施、最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の管理等を円滑に実施することを目的としている。

（財）電力中央研究所（以下「電中研」という。）は、放射性廃棄物の処分技術に関し、事業化に必要な技術の体系化研究や基盤となる科学技術や社会経済学的研究等、わが国における放射性廃棄物処分技術に関する技術、情報及び経験を総合的に蓄積してきた。今後も、これらの研究蓄積と中立的総合研究機関としての特徴を踏まえ、特定放射性廃棄物処分事業の円滑な推進に向けて、原環機構による処分事業を支援することを目的に、技術開発等を推進していくこととしている。

原環機構及び電中研は、上記の目的を達成するため、国民の理解と協力を得て両者が密に連携し合うことが極めて重要であるとの認識のもとに、両者の技術開発の成果を積極的に公開し、情報交換の透明性を確保した上で、情報交換、技術者の交流、共同研究の実施等により、技術協力を進めることとした。

このため、原環機構及び電中研は、以下のとおり、特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、『特定放射性廃棄物の地層処分技術』（以下「本件技術」という。）に関して、原環機構及び電中研が、両者の目的を達成するために行う技術協力のあり方とその条件を定めるとともに、本協定に基づく技術情報の取扱い等を規定する。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「知的所有権」とは、特許法、実用新案法及び意匠法並びに著作権法によって保護される権利をいう。
- (2) 「保有する技術情報」とは、本件技術及びその関連技術に関しそれぞれの当事者が所有し、若しくは第三者から実施、使用若しくは利用（以下、「実施等」という。）を認められている科学的又は技術的データ、研究開発の結果又は方法等に関する情報をいい、それらに関する知的所有権を含む。
- (3) 「提供技術情報」とは、本協定に基づいて提供され又は実施等を認められた本件技術及びその関連技術に関する技術情報をいう。
- (4) 「成果技術情報」とは、提供技術情報を用いて新たに発生した部分に関する技術情報（委託先等において提供技術情報を用いて新たに発生した部分に関する技術情報を含む。）をいう。また、成果技術情報を用いて新たに発生した部分に関する技術情報も、成果技術情報に含む。
- (5) 「共同研究」とは、原環機構及び電中研が、本件技術及びその関連技術に関する両者の共通の課題について、両者合意の上、共同して行う研究をいう。

（運営会議の設置）

第3条 原環機構及び電中研は、本協定に定めた技術協力を円滑かつ効果的に進めるため、運営会議を設けるものとする。

2．運営会議の詳細については、両者協議し、別途定めるものとする。

（協力の範囲）

第4条 本協定に基づく技術協力は、以下の項目の範囲内において行うものとする。

- (1) 地質環境特性調査に係る技術及び評価手法
- (2) 処分場及び人工バリアに係る工学技術
- (3) 性能評価手法
- (4) パブリックアクセプタンスの獲得及び信頼形成に関する手法

2．技術協力の範囲については、両者は、合意により項目を追加することができるものとする。

（技術協力の内容）

第5条 原環機構及び電中研は、本協定に規定された条件に基づいて、以下の技術協力をを行う。

- (1) 両者各々が保有する技術情報の提供
- (2) 両者各々が主催する会議等のうち、両者が合意したものへの出席
- (3) 技術者の交流

- (4) 共同研究の実施（国際共同研究への共同参加を含む。）
- (5) その他両者が必要と認める事項

（技術情報の提供）

第6条 原環機構及び電中研は、相手方が保有する技術情報の提供を求める場合には、あらかじめ、当該技術情報の使用目的、範囲等を記載した文書により、相手方に申し込むものとする。

- 2．原環機構及び電中研は、当該技術情報が既に公開されている場合には、前項の申し込み受領後、速やかに、提供するものとする。
- 3．原環機構及び電中研は、当該技術情報が未だ公開されていない場合には、提供時までに公開できるものに限定して、提供するものとする。
- 4．原環機構及び電中研は、本協定の目的の範囲内において、本協定の有効期間中、相手方に対して、提供技術情報の実施等を認めるものとする。

（技術者の受け入れ）

第7条 原環機構及び電中研は、相手方からの技術者の受け入れを求める場合には、あらかじめ、文書で相手方に申し込むものとし、両者が合意した場合には、実施の条件等について、別途契約書で明確に定める。

（会議等への出席）

第8条 原環機構及び電中研は、相手方が主催する会議等への出席を求める場合には、あらかじめ、文書又は口頭で相手方に申し込むものとし、両者が合意した場合の出席の条件等については、両者協議し、別途定める。

（共同研究の実施）

第9条 原環機構と電中研との共同研究については、その都度、両者が協議し、その研究費用、研究実施分担等について定め、これを実施する。国際共同研究に共同して参加する場合についても、同様とする。

（提供技術情報等に関する知的所有権の帰属）

第10条 提供技術情報に関する知的所有権は、原環機構と電中研との間においては、提供し、又は実施等を認めることによって、その帰属に変動を生じない。

- 2．成果技術情報に関する知的所有権は、原環機構と電中研との間で、両者協議し、別途定める場合を除いては、共有するものとする。

(知的所有権に関する出願等)

第11条 原環機構及び電中研は、提供技術情報を用いて、知的所有権の対象となり得る発明、考案又は意匠若しくは著作物の創作をし、当該権利に関して所轄官庁へ出願等の申請手続きを行う場合には、遅滞なく、相手方に通知するものとし、その出願等は、両者の合意に基づいて行うものとする。

(提供技術情報の管理)

第12条 原環機構及び電中研は、提供技術情報の管理に関する各々の内部規程等に基づき、適切な管理を行うものとする。

2 . 原環機構及び電中研は、提供技術情報の管理の状況を、定期的に、文書により相手方に報告するものとする。

(提供技術情報の第三者提供)

第13条 原環機構及び電中研は、提供技術情報を委託先等第三者に、提供し、又は実施等をさせる場合には、あらかじめ、相手方から文書による許可を得るものとし、これら第三者に対しては、本協定及びこれに関連する各契約の条件を遵守させるものとする。

(経費)

第14条 原環機構及び電中研は、本協定に基づく技術協力の実施に要する適正な経費を負担するものとし、その詳細については、両者協議し、別途定めるものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、平成19年3月31日とする。ただし、期限満了30日前までに原環機構及び電中研のいずれからも、相手方に対して、終了等の意思表示のない場合には、この有効期限は、自動的に1年間延長されるものとし、以後もこの例にならうものとする。

(終了後の措置)

第16条 本協定が期限満了により終了した場合には、その後の提供技術情報及び成果技術情報の取扱いその他については、両者が別途協議するものとし、その協議が合意に達するまでは、本協定の第10条から第13条までに定める規定は、引き続き有効とする。

(改定)

第17条 原環機構及び電中研のいずれか一方が本協定の改定を提案したときは、協議の上、両者の代表者の文書による合意によって、本協定を改定することができる。

(疑義等の解決)

第18条 本協定の定めに疑義等が生じた場合には、原環機構及び電中研は、相互に誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、原環機構及び電中研は、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年6月14日

東京都港区芝4丁目1番23号

原子力発電環境整備機構

理事長 外門 一直

東京都千代田区大手町1丁目6番1号

財団法人電力中央研究所

理事長 佐藤 太英